



一般社団法人
日本宅配水&サーバー協会
Japan Delivery Water & Server Association

JDSA ウォーターサーバーガイドライン

初 版 2014年 3月 14日 制定

第3版 2021年 2月 8日 改定

1 目的

このウォーターサーバーガイドラインは、ウォーターサーバーの各種定義を定めるとともに、ウォーターサーバーの製造等を含む一連の管理に関する指針を示すことを目的とする。

2 定義

JDSA	一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会を指す (Japan Delivery Water & Server Association の略)。
火傷対策ガイドライン	JDSA 発行『乳幼児の火傷事故防止対策に関する指針 (2016年4月1日発行)』を指す。
メンテナンス	製品回収後又は設置中における販売者側が行うウォーターサーバーの再生を目的とした内部洗浄や部品交換等の作業を指す。
セルフメンテナンス	消費者側が行う衛生部品等の簡易清掃を指す。

3 適用範囲

- ① 法令や規制をはじめとする一般的な項目については、全ての宅配水事業者が遵守すべき指針とする。
- ② ウォーターサーバーの開発や製造に関する項目（4. 4項（2）～（3））については、製造者やブランドホルダーとなる宅配水事業者に推奨すべき指針とする。
＊ その他、本ガイドラインにおいて述べる事業者とは、ウォーターサーバーの維持管理を行う宅配水事業者を指す。

4 ウォーターサーバー要綱

4. 1 ウォーターサーバーの定義

- ① ウォーターサーバーとは、電気用品安全法上の位置付けとして、温水を作る機能の部分と冷水を作る機能部分の2つから構成される複合電気用品、若しくはどちらか一方を有するものであり、宅配製品水（ボトル）を供給する装置のことをいう。
 - a 温水部分： 電熱器具（電気湯沸器）
 - b 冷水部分： 電動力応用機械器具（電気冷水機）
- ② ウォーターサーバーの構造においては、水ボトルの仕様により下記のとおり大きく二分される。
 - a リターナブル方式
 - b ワンウェイ方式
- ③ ウォーターサーバーの各種機能や性能に関する用語等の定義は表1に基づく。

表1 ウォーターサーバーの各種機能及び性能に関する用語等の定義

項目	定義	
外形寸法	別紙1『寸法表記に関する定義表』参照のこと	
本体重量	乾燥重量を指すこと	
定格電圧	電圧量及び規格周波数を示すこと	
消費電力	冷却装置、加熱装置それぞれに要する定格消費電力を示すこと	
冷水機能	冷水温度（※1）	平均滞在温度からの許容値、若しくは冷却完了時に保証できる温度を示すこと 例：6～10°C、8°C前後、若しくは10°C以下
	冷却時間	常温より上記冷水温度に達するまでの時間を示すこと
	冷水タンク容量	貯水又は出水可能な量を示すこと
温水機能	温水温度（※1）	平均滞在温度からの許容値、若しくは加熱完了時に保証できる温度を示すこと 例：85～90°C、87°C前後、若しくは90°C以下
	加熱時間	常温より上記温水温度に達するまでの時間を示すこと
	温水タンク容量	貯水又は出水可能な量を示すこと
消費電力量（※2）	30日当たり（1カ月）の電気代を示すこと	

※1 それぞれの温度で出水できる量については、製品の仕様によって異なるため、規格は定めず、通常状態において出水される温度とする。

※2 消費電力量（電気代）の測定においては、JDSA発行『ウォーターサーバーの消費電力の測定方法（2018年2月23日発行）』に基づき行うものとする。

4. 2 ウォーターサーバーの製造及び処理に適用される法令及び規制

ウォーターサーバーの製造及び廃棄処理において専門的に適用される法規及び規制は表2が該当する。

表2 ウォーターサーバーの製造及び廃棄処理に適用される法令及び規制

法令及び規制	適用される主な内容
a 食品衛生法	輸入食品等の適合検査、ポジティブリスト制度（※3）
b 電気用品安全法	PSE（丸型）の適合検査
c 消費生活用製品安全法	製品事故情報報告・公表制度
d 廃棄物処理法	廃棄物の処理方法
e フロン排出抑制法	フロンガスの回収及び破壊処理（※4、※5）
f JDSA適合マーク表示制度	乳幼児の火傷事故防止対策に関する指針
g 消費電力測定基準	消費電力の測定方法及び電気料金の算出

- ※3 容器等製造事業者においては、原材料の確認・製品の規格基準への適合情報の提供・製造の記録の保持を行うこと。販売事業者においては、ポジティブリスト制度適合を確認できる情報を提供すること（2020年現在は法改正の経過措置期間にあたり、2025年6月1日以降はこの運用が義務化）。
- ※4 ウォーターサーバーは一般家庭向けの製品となるものの、フロンの回収や破壊においては適切な処理をしなければならない。また、フロンガス以外の冷媒を用いた装置を使用する場合は、その冷媒処理に定められた法規制に準拠すること。
- ※5 業務用等で第一種特定製品として製造・輸入・販売した製品は第一種特定製品としての管理が必要となる。

4. 3 ウォーターサーバー各部の名称

一般的なウォーターサーバーの各部の名称を、別紙2『ウォーターサーバーの各部名称』に記載する。本ガイドラインでこれらの名称を使用するとともに、JDSAにて発行するその他資料にも適用する。

4. 4 ウォーターサーバー各種要件

ウォーターサーバーを開発、製造（メンテナンスを含む）し、流通させる過程において求められる要件を、下記の（1）～（4）に示す。

（1）管理一般

- ① ウォーターサーバーは、水を飲用することを目的とした機器であることを認識し、適用される法規を遵守するとともに、品質や衛生の管理に関する指針や基準を自ら定め、安全で高品質な商品の提供に努めること。
- ② ウォーターサーバーの仕様において電熱器具を搭載する場合は、開発及び製造、並びに部品の管理を慎重に行い、安全性の担保を行うこと。
- ③ ウォーターサーバーの製造工程及び部品を含むウォーターサーバーの自主的な検査を行い、規格や基準への適合性を確認すること。また、これらの結果は記録として保管し、外部或いは消費者から要請があれば、いつでも提示できること。
- ④ ウォーターサーバーの開発や製造に関する設備や装置の保守保全に努め、また、品質等を管理するうえで用いる測定及び計測機器類は計測値の正当性が保証できるように管理すること。
- ⑤ 消費者にウォーターサーバーを引き渡した後、ウォーターサーバーの製造履歴、適用範囲、所在等が追跡できるよう管理すること。
- ⑥ 消費者に対し、販売するウォーターサーバーの安全性等に関する情報提供に努めること。
- ⑦ 製造又は輸入したウォーターサーバーにおいて、製品事故や法規違反が発生した場合は、関係する機関に速やかに報告するとともに、消費者や製品に対する是正及び予防

処置を行うこと。

(2) 機能及び性能に関する要件

ウォーターサーバーの機能及び性能に関する要件については、表3を基準とする。

表3 ウォーターサーバーの機能及び性能に関する基準

項目	基 準	
冷水機能	冷水温度制御	サーモスタッフ等の温度検知部品による制御
温水機能	温水温度制御	サーモスタッフ等の温度検知部品による制御
出水性能	出水	飛散なきこと
安全機能	温水コック	チャイルドロック機構が付いていること 独立する場合、正面より左側へ付設すること
	温水スイッチ (空焚き防止)	加熱機構を作動させるために独立したスイッチを設けること
	過昇温度保護	温水機能の異常温度を感知できる装置を付けること
	チャイルドロック機構	火傷対策ガイドラインに準ずること
	感電・漏電防止	アース端子付設のこと
	転倒防止	壁等に設置できるワイヤーを付属させるなどの対策を講じること
衛生性	排水機構	貯水した全ての水が排水できるドレンを付属すること
	メンテナンス性	衛生部品が容易に交換でき、且つ、通水経路が洗浄できる構造であること
セルフメンテナンス性		ノンスピルピン、出水口、受皿等は容易に洗浄できる構造または形状であること

(3) 規格及び耐性に関する要件

ウォーターサーバーが持つ品質特性より、開発や製造の各段階において評価することが望ましい項目及び規格を表4に示す。評価すべき項目において、耐性が求められる場合、それぞれの事業者が必要とする数値（期間や回数など）を定め、専門的な試験や代用特性による評価、あるいはテ스트ラン等を用いて評価することが望ましい。

表4 ウォーターサーバーの品質評価項目と規格例

評価項目	規 格
a ボトルセット	容易にボトルの抜き差しができること
b 組立性（構造）	通水経路の洗浄ができる構造であること
c 水漏れ性	貯水及び通水経路において水漏れなきこと
d 味・臭い（出水）	異味異臭なきこと
e 騒音	異常音なきこと
f 冷却及び加熱装置	必要期間又は稼働回数において耐久すること（※6）
g 温度制御装置	必要期間又は稼働回数において耐久すること（※6）
h 電子装置及び通水経路	結露なきこと（結露による異常なきこと）
i 出水装置	必要期間又は稼働回数において耐久すること（※6）
j 耐衝撃性	輸送条件下において耐久すること
k その他稼働部	必要期間又は稼働回数において耐久すること（※6）

※6 耐性における必要期間又は稼働回数は事業者が行う顧客へのサービスや環境を考慮し定めることが望ましい（耐性基準の考え方については、表5参照のこと）。

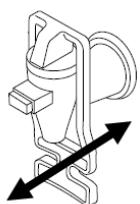
表5 耐性基準の考え方

<出水装置の場合>

● 1ヶ月当たり水24Lを使用し、5年の耐性を求める場合

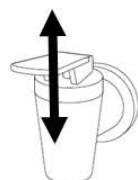
a 1回当たりの出水量	150cc
b 1日当たりの出水量	800cc (=24,000cc/30日)
c 1日当たりの使用回数	6回 ($\div 800cc / 150cc$)
d 1年当たりの使用回数	2,190回 (=6回×365日)
e 5年当たりの使用回数	10,950回 (=2,190回×5年)

例) レバーの前後動作で出水するコック



共に往復回数を
1として数える

例) レバーの上下動作で出水するコック



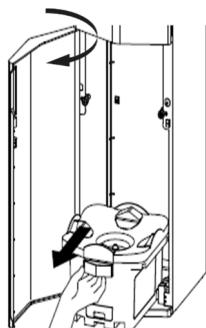
*この場合、5年当たりに求められる使用回数は10,950回となるが、利用頻度の幅を考慮し、この数値に一定の安全係数を掛けるのが望ましい。

<扉やスライド部位等の場合>

● 1ヶ月当たり水24L (=2本) を使用し、5年の耐性を求める場合

a 1ヶ月当たりの稼働回数	2回
b 1年当たりの稼働回数	24回
c 5年当たりの稼働回数	120回

例) 水ボトルの格納扉やスライド部



開閉や出し入れを
1として数える

*この場合、5年当たりに求められる往復稼働回数は120回となるが、上記同様に利用頻度の幅を考慮し、この数値に一定の安全係数を掛けるのが望ましい。

(4) 製品情報等に関する要件

① 仕様銘板等 (ラベル)

ウォーターサーバー本体には、下記の製品情報を記した「仕様銘板等」を付与すること。

- a 品名
- b 型番
- c 定格電圧
- d 定格消費電力
- e 冷却媒体 (フロンガス使用の場合)
- f 本体重量
- g 使用場所
- h 輸入者名若しくは製造者名
- i PSE マーク
- j 製造番号 (シリアルナンバー)

② 製造番号 (シリアルナンバー)

ウォーターサーバーには、トレーサビリティを追跡できるよう「製造番号 (シリアルナンバー)」を採番し付与すること。

(識別が必要な項目)

- a 製造年月
- b 製造通し番号
- c 製品仕様
- d その他 (製造者または事業者が識別に必要と判断した情報)

③ 取扱説明書

ウォーターサーバーには、下記の情報を明記した取扱説明書を作成し、製品に同梱すること。

- a 安全上の注意
- b 各部の名称と働き
- c 製品仕様
- d 初回設置の手順
- e 使用方法
- f お手入れの仕方
- g 故障確認
- h FAQ (カスタマーお問合せ先)
- i その他製品特性上、必要なもの

④ その他表示

ウォーターサーバーの安全性や取扱いに関し、その他に必要なものは、ウォーターサーバー本体や外装箱にラベルや印刷等で表示すること。

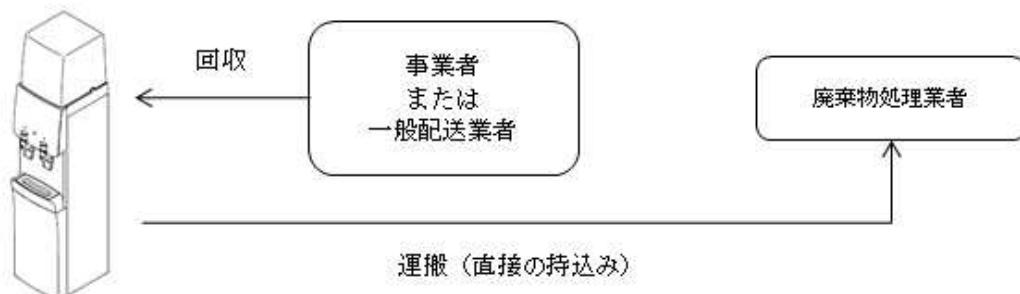
- a 熱湯注意表示
- b ウォーターサーバー操作に関する表示
- c その他（空焚き注意、火傷注意、操作注意、横転注意など）

（5）ウォーターサーバーのリサイクル及び廃棄に関する要件

- ① ウォーターサーバーを廃棄する場合、プラスチック、ゴム、金属等を含むことから産業廃棄物にあたるため、産業廃棄物処分業の許可を得た事業者で処分を行わなければならない。また、ウォーターサーバーを廃棄目的で運搬する場合、同様に産業廃棄物収集運搬業の許可を得た事業者で運搬を行わなければならない（表6参照）。
 - ② ウォーターサーバーの廃棄にあたっては、産業廃棄物のマニュフェスト制度に則り、マニュフェストを交付のうえ5年間記録を保管しなければならない。また、ウォーターサーバーの冷媒装置においてフロンガスを用いている場合、同様にフロンガス回収・破壊の許可を得た事業者で処分を行わなければならない（※7）。
 - ③ 事業者において不要となったウォーターサーバーを、部品や原材料のリサイクル目的で販売する場合においても、フロンガスの排出を伴えば同様の管理が必要となる。
- ※7 フロンガス破壊に伴い管理者に破壊証明書が回付されるが保管義務はない。

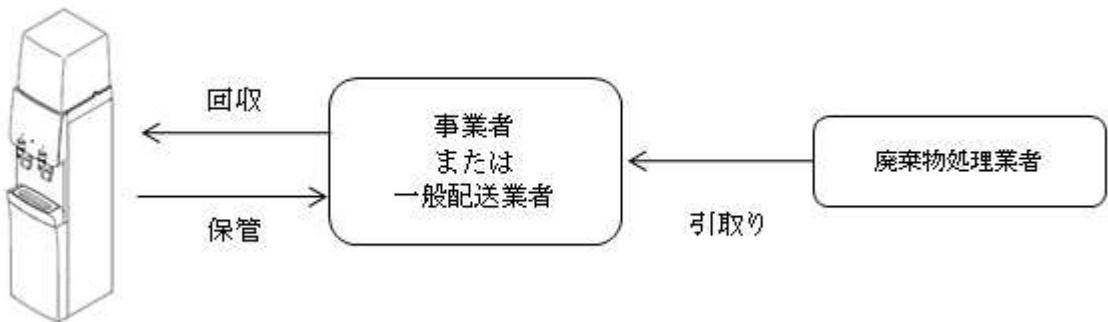
表6 産業廃棄物の処理（運搬）に関する事例

<不適切な処理方法の事例>



*産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていない事業者または一般配達業者が、ウォーターサーバーの廃棄を目的とした運搬を行ってはならない。

<適切な処理方法の事例>



*産業廃棄物として運搬できない場合は、事業者が倉庫へ一時保管し、産業廃棄物収集運搬業の許可を持った業者に引き取りを依頼する等の方法が必要となる。

4. 5 ウォーターサーバーのメンテナンス

ウォーターサーバーの特性や耐性、その他条件（顧客との契約条件等）に応じて、必要なメンテナンスを行う。メンテナンスの手順等については、JDSA 発行の別紙『JDSA メンテナンスマニュアル』を推奨する。

4. 6 ウォーターサーバーの製品事故対応

(1) 製品事故の定義

消費生活用品安全法で定める製品事故において、ウォーターサーバーの特性から発生する可能性がある事故は次のものが該当し、これらの事故を消費生活用品安全法上、重大製品事故と呼ぶ。下記の事故に該当しないものを、非重大製品事故と呼ぶ。

- a 重傷病事故（治療に要する期間が 30 日以上の負傷又は疾病）（※8）
- b 火災（消防が確認したもの）

※8 溫水や温熱部位による火傷事故が主に該当し、重症度や症状により該当事故か否か判断される。医師の診断に基づく、火傷部位が上皮化するまでの期間に 30 日以上を要する場合、上記 a の重傷病事故に該当する。

(2) 重大製品事故発生時の対応（※7）

- ① 重大製品事故発生時、事業者は、その事故を認識した日を含め 10 日以内に消費者庁へ報告すること。また、あわせて JDSA 事務局にも報告（消費者庁への報告書を転送）を行うこと。
- ② 事故発生後、事業者は、事故発生原因の調査を自ら図るとともに、管轄省庁からの調査依頼があった場合、その指示に従うこと（現品の提出等）。
- ③ 事業者は、事故の再発防止に努め必要な措置を図る。また、管轄省庁より当該事故に対する指示や命令などあった場合はそれに従うこと。

(3) 非重大製品事故発生時の対応（※9）

- ① 非重大製品事故発生時においては消費者庁への報告義務は発生しないものの、事業者は、ヒヤリハットの観点より、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」という）制度に協力すること。また、非重大製品事故報告においても、重大製品事故同様にJDSA事務局へ報告（NITEへの報告書を転送）を行うこと。
 - ② 非重大製品事故においても、事業者は、事故発生原因の調査を図るとともに、NITEより調査依頼があった場合、それに協力すること（現品の提出等）。
 - ③ 事業者は、事故の再発防止に努め必要な措置を図る。また、NITEより改善に関する助言等があった場合はそれを参照すること。
- ※9 重大製品事故及び非重大製品事故発生時等における制度や報告については、表7参照のこと。

表7 製品事故に関する制度及び報告先

<製品事故情報報告・公表制度の解説>

URL : http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/download.html

<OEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン>

URL : http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_3.pdf

<重大製品事故報告>

経済産業省ウェブサイト

URL : http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/index.html

消費者庁 消費者安全課

Mail : g.seihinanzen@caa.go.jp

<NITE事故情報収集制度（非重大製品事故）>

NITEウェブサイト

URL : <https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/shushu/index.html>

NITE 製品安全センター 製品安全技術課

Mail : jiko@nite.go.jp

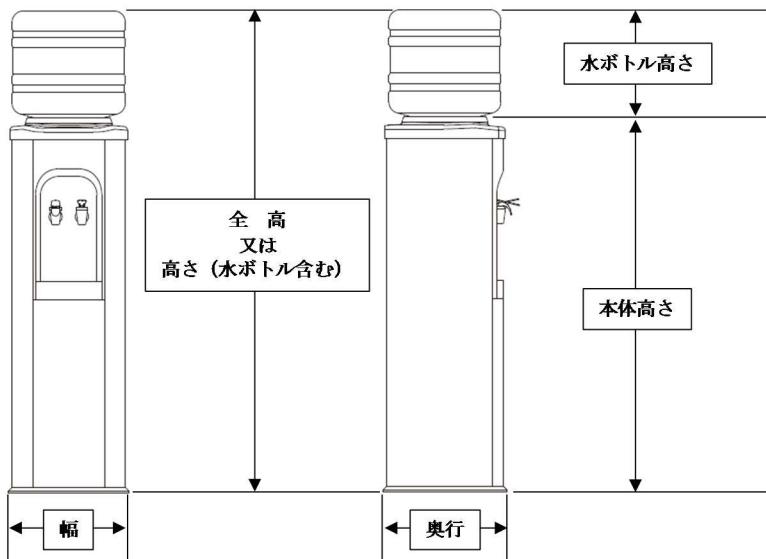
<JDSA事務局>

Mail : jimukyoku@jdsa-net.org

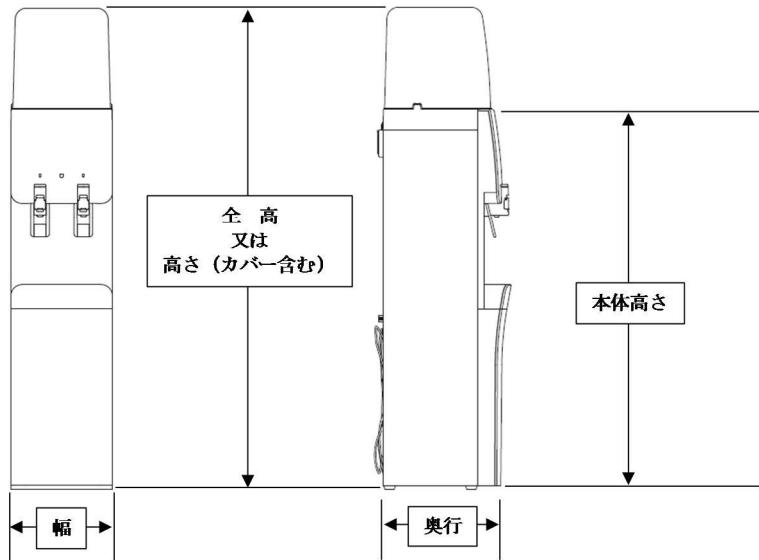
別紙1

寸法表記に関する定義表

[水ボトル取り付けタイプ]



[ボトルカバー取り付けタイプ]



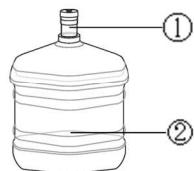
- ・外形寸法は、センチメートル(cm) 単位で表示し、表示値の誤差範囲は±0.5cm以内とする。
- ・高さ表示については、設置面から水ボトルを取り付けた高さ、または水ボトル用のカバーを取り付けた高さを全高とする。ウォーターサーバー本体のみの高さで表記する場合は、いずれを指すのか分かりやすく示すこと。
- ・収縮する水ボトルを取り付けて全高を示す場合においては、表示値の誤差範囲は±1.0cm以内とし、水ボトルの収縮で表示値に差異が生じることを補足すること。
- ・水ボトルの種類により高さが異なる場合は、どの水ボトルを取り付けた時の高さなのかを分かりやすく示すこと。
- ・幅、奥行については、操作盤や放熱板を含む最大値を表示すること。但し、ハンドルや取っ手等の幅は含まないものとする。
- ・紙コップホルダーや防水用トレイ等の付属品を含んだ寸法を表示する場合は、ウォーターサーバー本体の寸法を表示した上で、付属品を取り付けた寸法を別に表示すること。

別紙2

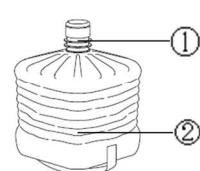
ウォーターサーバーの各部名称

[水ボトル]

(リターナブルタイプ)

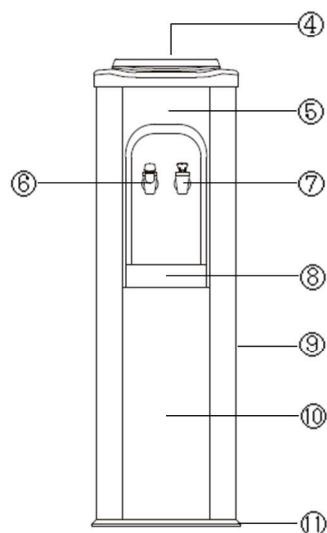


(ワンウェイタイプ)

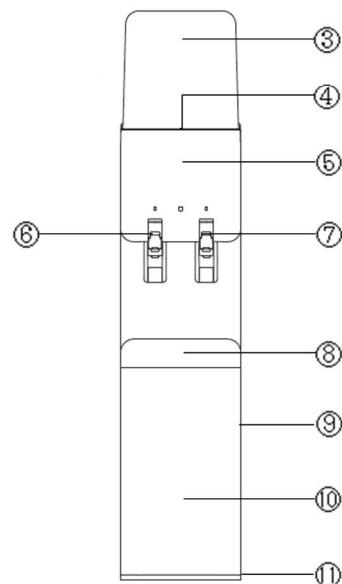


[ウォーターサーバー／正面]

(リターナブルタイプ)

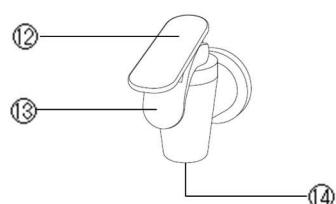


(ワンウェイタイプ)

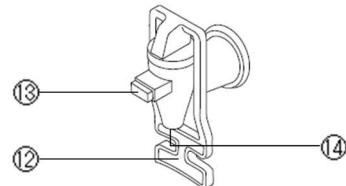


[注水コック]

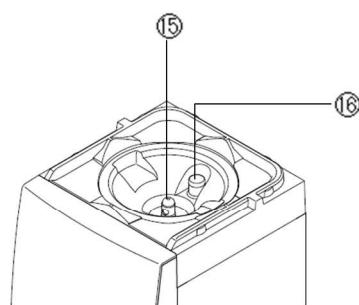
(上部レバータイプ)



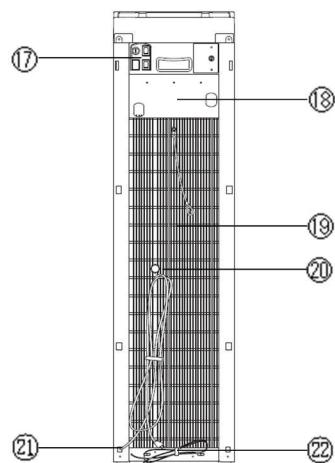
(下部レバータイプ)



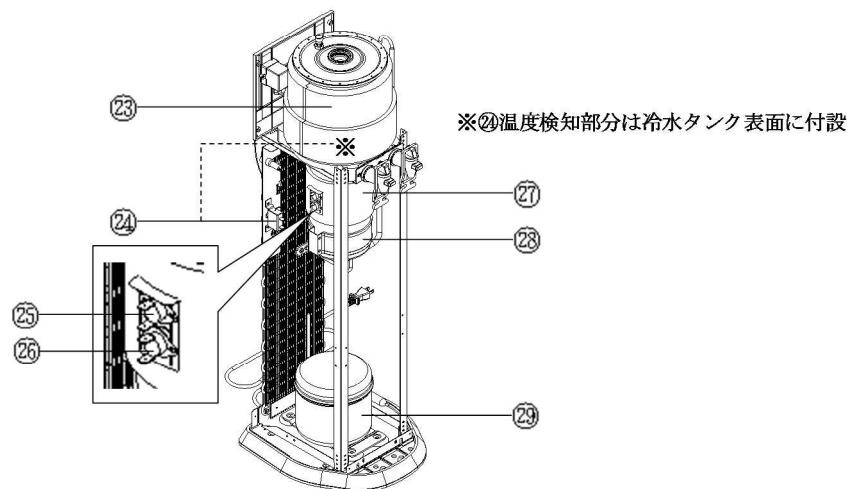
[ウォーターサーバー／上面]



[ウォーターサーバー／背面]



[ウォーターサーバー／内部]



- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① ボトルキャップ | ⑯ エアフィルター |
| ② 水ボトル（容器） | ⑰ 温水（電源）スイッチ |
| ③ ボトルカバー | ⑱ リアパネル |
| ④ トップカバー | ⑲ 放熱板 |
| ⑤ 上部フロントパネル | ㉐ ドレンキャップ |
| ⑥ 温水コック | ㉑ アース端子（コード） |
| ⑦ 冷水コック | ㉒ 電源コード |
| ⑧ 水受け皿 | ㉓ 冷水タンク |
| ⑨ サイドパネル | ㉔ 冷水温度検知部品（一式） |
| ⑩ 下部フロントパネル | ㉕ 温水温度検知部品 |
| ⑪ ベースパネル | ㉖ 温水過昇防止部品 |
| ⑫ 注水レバー | ㉗ 温水タンク |
| ⑬ チャイルドロック（解除レバー・解除ボタン） | ㉘ ヒーター |
| ⑭ 注水口 | ㉙ コンプレッサー |
| ⑮ ノンスピルピン | |

- ※㉔温度検知部分は冷水タンク表面に付設